



## ツインプラザ図書館からお知らせ

★6月の休館日 1日～4日（特別整理期間の為）・11日・18日・25日・26日

★開館時間 AM9時30分～PM7時 ☎0279-76-3115 FAX0279-76-3116

★新刊情報 【一般書】約280冊

「脳と心の整理術」 茂木健一郎  
 「日本の地震地図」 岡田 義光  
 「ゆる菜膳。」 池田 陽子  
 「震える牛」 相場 英雄  
 「希望の地図」 重松 清

【児童書】約140冊

「ふるさと60年」 道浦母都子  
 「おりがみ手紙」 寺西恵里子  
 「あけちゃダメ」 小川 英子  
 「逆転裁判」 飯田 武  
 「うきわねこ」 蜂飼 耳

★この一冊『親子で楽しめる絵本で英語をはじめの本』木村千穂/著、ディスカバー・トゥエンティワン、2012・2 家庭だからこそできる、英語が好きになる子どもの育て方を紹介しています。また、家庭で読む際におすすめの絵本を50冊紹介しています。

『人を助けるすんごい仕組み』西條剛央/著、ダイヤモンド社、2012・2 そこに方法がないならつくればいい。被災地でさまざまな活動を行う「ふんばろう東日本支援プロジェクト」をつくった著者が支援の舞台裏を語っている1冊です。

★ひとこと 5月28日（月）～6月4日（月）まで特別整理期間のため休館です。

## 後見制度において利用する信託 — ご本人の財産の適切な管理・利用のために —

平成24年2月から、後見制度支援信託の仕組みに沿った信託商品が複数の金融機関から提供されました。

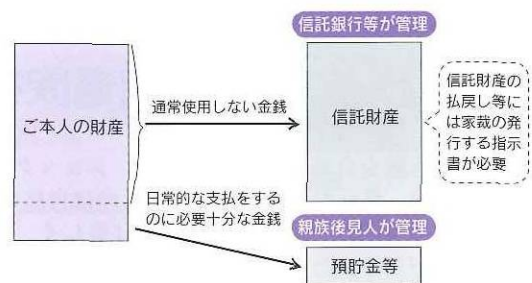
### 後見制度支援信託とは

後見制度支援信託は、ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことで、

後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするには、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。

このように、後見制度支援信託は、ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法の一つです。

＜ 後見制度支援信託の仕組み（イメージ）＞

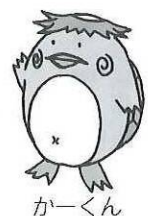


### 後見制度支援信託を利用する場合の手続の流れ

- ① 後見開始事件又は未成年後見人選任事件のうち、家庭裁判所が後見制度支援信託の利用を検討すべきと判断した場合には、原則として弁護士、司法書士等の専門職を後見人に選任します。
- ② 専門職後見人は、ご本人の生活状況や財産状況を踏まえて、後見制度支援信託の利用に適していると判断した場合には、利用する信託銀行等や信託する財産の額などを設定し、家庭裁判所の指示を受けて、信託契約を締結します。
- ③ 信託契約締結後、関与の必要がなくなれば専門職の後見人は辞任し、親族の後見人に対して、財産の引継ぎが行われます。

後見制度支援信託について詳しく知りたい方は、次のリーフレットを参照してください。

- 裁判所リーフレット「後見制度において利用する信託の概要」  
[\(http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/\)](http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/)
- 一般社団法人信託協会リーフレット「後見制度をバックアップ・後見制度支援信託」  
[\(http://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/pdf/data04\\_01leafkouken.pdf\)](http://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/pdf/data04_01leafkouken.pdf)





## 海水浴に行こう!!『吾妻郡海の家』利用者募集

郡内の小学生に臨海学校として親しまれている『吾妻郡海の家』。毎年、一般開放でも大勢の方にご利用いただいております。

真夏の太陽、食事をしながらの日本海の夕日、静かな夜の海に揺れる漁り火など、寺泊で「日本海の夏」を味わっ

### 《一般利用》

- 利用資格 吾妻郡内に居住されている方。
- 利用期間 8月1日(水)～8月13日(月)の宿泊まで
- 利用料金 部屋代 5,000円(1室10畳) ※お食事代は含みません。
- 食事代 (夕朝セット)2,000円(一人)
- 申込方法 【インターネット】6月15日(金)ホームページで先行予約開始。

てみませんか。

寺泊には、水族館や日帰り温泉、海産物の直売所などもあります。ご家族やお友達などと一緒に、今年も是非『吾妻郡海の家』をご利用ください。

URL <http://www.aga-kouiki.jp>

【電話】7月2日(月)から7月19日(木)まで(※土日祝日を除く)

『吾妻広域圏事務局』で受付(先着順) ※8:30～17:00  
7月20日(金) 正午～現地『吾妻郡海の家』 ※8:00～20:00

### ○問い合わせ先

吾妻広域圏事務局(中之条町文化会館内) ☎75-4700  
吾妻郡海の家(長岡市寺泊金山) ☎0258-75-4733

## 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間について

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、来る6月25日(月)から7月1日(日)までの一週間を「子どもの人権110番」強化週間として、いじめ、体罰、虐待など、子どもの人権に関する相談・悩みごとについての電話相談の取扱時間を延長します。

前橋地方法務局人権擁護課 ☎027-221-4466(代表)  
担当 藤原・金子

「子どもの人権110番」専用電話番号は  
全国共通 **0120-007-110**

※携帯電話からも接続可能です。ただし、PHS・IP電話からは接続できません。

受付時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後7時まで、土曜日と日曜日は午前10時から午後5時まで

対応は法務局職員と人権擁護委員が当たり、秘密は固く守ります。

## 自死遺族相談及び交流会のご案内

大切な家族を自死で亡くした場合、ショックを受け、悲しみ、不安、怒りなどの気持ちを抱くのは自然なことです。しかしその気持ちを周囲に話すことは難しく、一人で抱えてしまう方が多いといわれています。こころの健康センターでは、遺族同士が安心して思いを打ち明けられる場所をご用意しています。

対象者 ご家族を自死で亡くされた方(親、配偶者、きょう

うだい、子ども)

※対象者以外の参加はできません。

場所 こころの健康センター(前橋市野中町368)  
申込み こころの健康センター(電話027-263-1156)への電話予約が必要です。

日時 <相談> 第1火曜日午前  
<交流会> 月1回(相談を受けた方にご連絡しています)

## 家庭菜園を 始めたい方へ

高山村では、希望者に家庭菜園用の土地を左記により貸し出します。

○所在地 高山村大字中山6361-50

○賃借料 1平方メートル1年

間10円  
○申し込み 高山村役場総務課

## 税務職員(三種) 採用試験

○受験資格 平成24年4月1日において高校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成25年3月までに高校又は中等教育学校卒業見込みの者

○試験の程度 高等学校卒業程度

○受験申込期間 平成24年7月2日(月)～7月10日(火)(7

月10日までの通信日付印有効)

○第1次試験日 平成24年9月9日(日)

○問い合わせ先 関東信越国税局人事第二課試験係(電話048-6600-3111)